

「雲南市集会施設個別施設計画(案)」に対するパブリック・コメントの結果について

雲南市公共施設等総合管理計画及び同計画実施方針(第3次)に基づき、市内集会施設の適正な管理を実現するために、「雲南市集会施設個別施設計画」を令和7年度策定を進めており、このたび、計画案をとりまとめました。

この「雲南市集会施設個別施設計画(案)」に対する市民の皆様のご意見等を広くお聞きするため、パブリック・コメント(意見募集)を実施しました。

記

1. 意見募集期間 令和8年4月1日(水)から令和8年5月1日(金)

2. 意見提出人数 2名

3. 提出意見数 32件

4. お寄せいただいたご意見・ご提案と市の考え方

No.	項目 (該当 頁)	提出されたご意見等	ご意見等に対する市の考え方
			<p>(ご意見に対する共通事項) ご意見ありがとうございます。 本計画は、雲南市公共施設等総合管理計画を上位計画とし、集会施設の更新・統廃合・長寿命化などの各種対策や、維持管理等、個別の施設全体の、今後の取組方針について定める計画としております。</p> <p>このたびいただいた、具体的なご意見により、計画に記載している内容の変更はいたしません。貴重なご意見として参考にさせていただき、今後の個別の取組みを進めて参りたいと考えます。</p> <p>なお、ご意見に対する個別事項の考え方は以下のとおりです。</p>

No.	項目 (該当頁)	提出されたご意見等	ご意見等に対する市の考え方
1	対策費用の推計(11頁)	<p>集会施設が多ければ住民の利便性はあると思うが、これだけの集会所を管理し、将来に向かって財政上持続可能な運営ができるのでしょうか。人口減少が加速度的に進行し、高齢化と相まって利用者数も当然減少となることを踏まえると施設数の抜本的な見直しが必要と考える。個別な費用集計だけではなく、廃棄物関係、昨今問題となっている水道管の更新費用等公共用物全体の優先順位をつけて安定的な財政運営が見込めることを示していただきたい。</p>	<p>雲南市では平成16年の合併以降も旧町村で整備、所有していた公共施設のほとんどが雲南市へ引き継がれ、現在まで随時見直しを図りながら管理をしております。</p> <p>今後人口が更に減少し、厳しい財政状況が続く中、中長期的な視点をもって、公共施設を更新・統配合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化していく必要があります。</p> <p>個別施設計画は、主に施設別実施方針を示すものであり、ご指摘の市有施設全体の優先順位や安定的な財政運営については、総合管理計画に掲げる目標等を一定の指針として、全市的に取り組んでまいります。</p>
2	3 本計画の実施方針／保有量・配置の適正化(8頁)	<p>集会施設について、利用者が限定的な施設は地元等への譲渡、設置目的が薄れた施設や機能が重複した施設は転用又は廃止に向けた取組を行う方針とされていますが、譲渡・休廃止・転用の判断基準が十分に具体化されていないように見受けられます。集会施設は、単なる利用人数や維持管理費だけでなく、地域コミュニティ、防災、見守り、世代間交流などの地域機能を担っている場合があります。そのため、判断にあたっては、利用者数、利用頻度、維持管理費、老朽化状況、近隣代替施設までの距離、交通手段、高齢者等の利用実態、災害時の活用可能性などを総合的に評価する基準を明示する必要があると考えます。</p>	<p>本計画の実施方針については、雲南市公共施設等総合管理計画実施方針(第3次)に掲げる方針を基に取組みを進めるもので、施設の維持管理状況、健全度評価等を踏まえ、現時点での方向性をお示したものです。</p> <p>集会施設は地域コミュニティに密着した施設であることから、所管課においては、状況調査しその結果を踏まえ、住民生活への影響や地域特性等を十分に考慮しながら、ご指摘の観点も踏まえた総合的な評価に努めます。</p>
3	実施方針／各施設の譲渡・休廃止方針(9～10頁)	<p>施設別の実施方針において、複数の施設について「譲渡」又は「休廃止」とされていますが、地域住民や利用団体との協議方法、協議開始時期、合意形成の手順、合意に至らない場合の取扱いが明確ではありません。特に、地域にとって身近な集会施設の見直しは、住民生活や地域活動に直接影響するため、行政側の方針のみで進めるのではなく、対象地域ごと</p>	<p>ご指摘いただきましたとおり、集会施設は地域コミュニティ等の中で重要な役割を担っていると認識しております。そのため、具体的な実施段階においては、施設ごとに住民生活への影響や地域特性等を十分に考慮し、市民との合意形成を積み重ねながら取り組んでまいります。</p>

		に説明会や意見交換の場を設け、代替施設の確保、移動手段、管理負担、譲渡後の修繕責任などを丁寧に整理したうえで進めるべきです。	
4	実施方針／譲渡対象施設 (9～10頁)	譲渡対象施設については、「譲渡することにより施設の効用が高まることが期待できる」と記載されていますが、譲渡後に地域側の財政的・人的負担が過大となる可能性があります。譲渡を進める場合には、建物の健全度、今後必要となる修繕費、耐震性、雨漏り・設備更新の有無、保険・光熱水費・除雪等の維持管理費を事前に明示し、地域が将来負担を見通せるようにすべきです。また、必要に応じて一定期間の修繕補助、初期改修支援、専門的助言などの支援制度を併せて検討することを求めます。	譲渡対象施設については、具体的な実施段階においては、所管課において、施設の状況等を明示しながら、譲渡先との合意形成を積み重ねながら慎重に取り組んでまいります。 なお、ご指摘いただきました修繕補助や専門家の助言等の支援策について、現時点では制度がございませんが、自治会集会所としてご活用いただく場合には、自治会集会所建設事業等補助金をご活用いただくことも可能です。
5	実施方針／休廃止対象施設 (9～10頁)	休廃止対象施設については、近隣に集会機能を持つ代替施設があること等を理由としています。単に「近隣にある」だけでは十分とは言えません。高齢者、障がいのある方、車を運転しない方、子どもを含む地域住民にとって実際に利用可能かどうか重要です。代替施設までの距離、道路状況、公共交通の有無、駐車場、バリアフリー、利用料金、予約のしやすさなどを確認し、休廃止後も地域活動が継続できることを明らかにしたうえで判断すべきです。	休廃止対象施設については、ご指摘のとおり、具体的な実施段階において、所管課において施設状況や住民生活への影響、地域特性などの状況を明示し、市民との合意形成を積み重ね取り組んでまいります。
6	施設ごとの健全度評価(7頁)	健全度評価では、屋根・外壁・内部仕上・電気設備・機械設備について評価されていますが、評価結果を今後の具体的な修繕計画や優先順位にどのように反映するのかが分かりにくいです。健全度が低い施設については、早急に詳細調査を行うのか、当面は部位修繕にとどめるのか、休廃止・譲渡方針との関係で修繕を抑制するのかを明確にする必要があります。安全確保に関わる部分については、施設の将来方針にかかわらず最低限必要な対応を行うことを明記すべきです。	本計画に記載のとおり、健全度が低い施設は基本的に修繕等の優先度が高くなります。なお、実施に向けては、案件ごとに総合的に判断し、財政計画と整合性を図り取り組んでまいります。

7	4 対策費用の推計 (11～12頁)	<p>長寿命化改修、建替え、今後10年間の費用推計が示されていますが、各施設の実施時期、財源、優先順位、年度別の財政負担見込みが十分に示されていません。市民にとっては、総額だけでなく、いつ、どの施設に、どの程度の費用を投じるのかが重要です。計画の実効性を高めるため、可能な範囲で年度別又は前期・中期・後期ごとの概算事業費、財源見込み、実施判断の条件を整理して示すことを求めます。</p>	<p>今後 10 年間の費用推計については、更新等に係る財政負担の目安としてお示したものです。</p> <p>ご指摘いただきました内容については、実施段階において、所管課により、社会情勢や地域ニーズに応じた具体的な取り組みや基準の設定、費用算定など改めて精査し取り組んでまいります。</p>
8	維持・管理の適正化／長寿命化等の方針 (8～9頁)	<p>長寿命化や予防保全を進める方針は妥当ですが、日常点検・法定点検・自主点検の結果をどのように記録し、誰が確認し、どの時点で修繕や詳細調査につなげるのかが十分に具体化されていません。施設情報の一元管理を検討するだけでなく、点検結果、修繕履歴、利用状況、維持管理費、苦情・要望等を継続的に管理し、次回の見直しや予算要求に反映させる仕組みを明記すべきです。</p>	<p>施設管理については、効率的・効果的な管理運営とサービス向上を図ることを目的に、施設が適切に管理運営されているかどうかを確認・評価するモニタリング等を実施しており、施設所管課において日々の業務執行の中で、検討・具体化を引き続き行ってまいります。</p>
9	5 計画の実施方針／フォローアップ (13頁)	<p>計画の見直しについて「概ね10年後を目途」とされていますが、人口動態、利用状況、老朽化、財政状況は毎年度変化するため、10年後の見直しだけでは対応が遅れるおそれがあります。少なくとも毎年度、施設ごとの利用状況、維持管理費、修繕実績、譲渡・休廃止協議の進捗を整理し、市民や議会に分かりやすく公表する仕組みを設けるべきです。未達や方針変更が必要となった場合の見直しルールも明確化することを求めます。</p>	<p>ご指摘いただきましたとおり、社会情勢や地域ニーズ等、集会施設を取り巻く環境は日々変化しております。施設所管課においては、日々の業務執行の中で、状況の整理や検討・具体化を引き続き行い、組織横断的な情報共有や協議調整を行いながら取り組んでまいります。</p>
10	関係機関、団体との連携 (13頁)	<p>地元団体、利用者、指定管理者等と連携して計画を推進するとされていますが、連携の内容が抽象的です。集会施設は地域の実情によって役割が大きく異なるため、施設ごとに利用者、自治会、地域自主組織、指定管理者、関係所管課が参加する協議の場を設け、利用実態や課題を共有しながら、譲渡・休廃止・修繕・転用の方向性を検討する仕組みが必要です。</p>	<p>ご指摘いただきましたとおり、本計画の推進については、行政だけでなく、地元団体、利用者、指定管理者等との連携が重要です。施設所管課を中心に住民生活への影響や地域特性等を関係機関と十分に協議を重ねながら、取り組んでまいります。</p>

11	計画全体(全体)	<p>本計画は、老朽化した集会施設の維持管理費縮減や施設配置の適正化を図るうえで必要な計画である一方、地域住民にとっては、身近な活動拠点の存続や利用環境に関わる重要な内容です。そのため、財政効率だけでなく、地域コミュニティの維持、防災・福祉的機能、交通弱者への配慮、地域負担の公平性を踏まえた丁寧な計画運用を求めます。特に、譲渡や休廃止を進める場合には、対象地域への十分な説明、代替手段の提示、負担軽減策の検討、協議経過の公表を行い、市民の理解と納得を得ながら進めるべきです。</p>	<p>ご指摘いただきましたとおり、計画運用においては、丁寧に市民との合意形成を積み重ねながら進めてまいります。</p>
12	実施方針【休廃止】(10頁)	<p>本施設については、「利用者が限定的であること」及び「近隣に代替施設が存在すること」を理由として休廃止の方向性が示されているが、その判断根拠となる具体的なデータや条件が計画上明示されていない。</p> <p>具体的には、以下の点について整理・公表を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 年間利用件数、利用人数、利用団体数等の実績(直近複数年) 2. 代替施設的具体名称、所在地、収容能力、機能差(同等性の有無) 3. 当該施設から代替施設までの距離・移動時間及び交通手段(徒歩・自家用車・公共交通等) 4. 高齢者や交通手段を持たない住民への影響評価(アクセシビリティの観点) 5. 地域コミュニティ維持機能(防災・見守り・地域活動拠点)への影響 <p>これらの情報が不明確なままでは、休廃止の合理性及び住民への影響の妥当性を十分に判断することが困難である。特に中山間地域においては、距離的要件のみならず移動手段の確保状況が実質的な利用可能性を左右するため、単なる「近隣」の定義では不十分である。</p> <p>したがって、休廃止の判断にあたっては、上記項目を含む定量的・客</p>	<p>休廃止施設の利用状況については、雲南市ホームページにおいて施設のモニタリング状況として公表しております。また、休廃止の判断にあたっては、施設所管課を中心に実施段階において、住民生活への影響や地域特性等を十分に考慮し取り組んでまいります。ご意見は重要な視点として、検討の参考とさせていただきます。</p>

		<p>観的な評価基準を明確化するとともに、住民への影響を踏まえた段階的な見直し(代替機能の確保、移動支援策の検討等)を併せて実施されたい。</p>	
13	<p>砂子原自治会館／実施方針【休廃止】(9頁・15頁)</p>	<p>砂子原自治会館については、「利用者が限定的な施設であるため、近隣に集会機能を持つ代替施設があること等を踏まえ、関係者と協議し、期間中の廃止・使用中止に向けた取組を行う」とされています。また、施設の健全度評価は、屋根・屋上、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備のすべてがC評価で、合計40点とされています。老朽化が進んでいることや、今後の維持管理費・改修費を踏まえ、施設のあり方を見直す必要性は理解できます。しかし、自治会館は単なる集会施設ではなく、地域住民の交流、自治活動、見守り、防災時の一時的な集合場所など、地域コミュニティを維持するうえで重要な役割を担っている場合があります。そのため、休廃止を前提に進めるのではなく、まずは実際の利用状況、利用者の年齢層、代替施設までの距離、交通手段、高齢者や車を運転しない住民への影響、防災上の役割を丁寧に確認すべきです。特に「近隣に代替施設がある」という理由については、距離だけでなく、徒歩での利用可能性、駐車場、バリアフリー、利用料金、予約のしやすさ、地域行事を継続できるかどうかを具体的に示す必要があります。関係者との協議にあたっては、廃止・使用中止の方針を一方的に示すのではなく、地域住民への説明会や意見交換を行い、代替施設の利用支援、移動手段の確保、必要最低限の修繕による当面利用の可能性、譲渡や転用の可否など、複数の選択肢を比較検討したうえで判断することを求めます。</p>	<p>砂子原自治連合会は、砂子原上、砂子原中、砂子原下の3自治会で構成された組織であり、それぞれに砂子原上集会所、砂子原中下集会所があり、その施設が代替施設となります。また、大人数での集会については、加茂交流センターが代替施設となります。</p> <p>廃止、使用中止の協議については、今後も砂子原自治連合会と相談しながら丁寧に進めてまいります。</p>
14	<p>砂子原自治会館／休廃止方針</p>	<p>砂子原自治会館について、計画案では「利用者が限定的な施設であるため、近隣に集会機能を持つ代替施設があること等を踏まえ、関係者と協</p>	<p>砂子原自治会館は、昭和58年に「砂子原地区団体営農村基盤総合整備事業」として砂子原地区住民ために建設された建物であり、これまでも利用</p>

	針(9頁・15頁)	議し、期間中の廃止・使用中止に向けた取組を行う」とされていますが、ここでいう「利用者が限定的」と判断した具体的な根拠をお示してください。年間利用件数、利用人数、利用団体数、地域行事での使用状況など、どのようなデータに基づいて判断されたのか確認したいです。	者は砂子原地区に限定されています。
15	代替施設の確認(9頁・15頁)	休廃止の理由として「近隣に集会機能を持つ代替施設がある」とされていますが、具体的にどの施設を代替施設として想定しているのかお示ください。また、砂子原自治会館の利用者が実際にその代替施設を利用できるのか、距離、移動手段、駐車場、バリアフリー、利用料金、予約のしやすさ等についてどのように確認されたのか伺います。	砂子原自治連合会は、砂子原上、砂子原中、砂子原下の3自治会で構成された組織で、それぞれの近接に砂子原上集会所、砂子原中下集会所があり、代替施設となります。また、大人数での集会については、加茂交流センターが代替施設となります。 廃止、使用中止の協議については、今後も砂子原自治連合会と相談し丁寧に進めてまいります。
16	施設の老朽化・健全度評価(15頁)	砂子原自治会館は、屋根・屋上、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備のすべてがC評価で、健全度が40点とされています。この評価を踏まえ、休廃止までの間に安全確保のため最低限必要となる修繕や点検はどのように実施する予定でしょうか。休廃止方針がある場合でも、利用が継続される期間中の安全対策について確認したいです。	砂子原自治会館は指定管理施設として砂子原自治連合会に管理を委託しており、安全性については、毎年確認をしています。 今後も安全対策に取り組んでまいります。
17	費用推計(11～12頁・15頁)	砂子原自治会館については、長寿命化改修費が65,520千円、更新・建替え費が109,200千円、今後10年間の費用推計が66,238千円と示されています。この費用推計は、休廃止を前提としたものなのか、それとも長寿命化改修を行う場合の参考額なのか、位置付けを明確にしてください。休廃止方針であれば、実際にこの改修費を見込んでいるのかどうか、市民に分かるよう説明が必要と考えます。	個別計画においてお示した長寿命化改修、建替え金額については将来における対策を行った場合の試算額です。
18	関係者との協議(9頁)	「関係者と協議し、期間中の廃止・使用中止に向けた取組を行う」とされていますが、関係者とは具体的に誰を指すのか、自治会、利用団体、地域自主組織、周辺住民などの範囲をお示ください。また、協議の開始時期、説明会の開催予定、合意形成の	当会館は砂子原自治連合会に指定管理しており連合会を構成する砂子原上砂子原中、砂子原下自治会が関係者となります。今後も砂子原自治連合会と協議・相談しながら丁寧に進めてまいります。

		方法、反対意見や代替案が出た場合の取扱いについても確認したいです。	
19	休廃止後の地域活動(9頁)	砂子原自治会館が休廃止となった場合、これまで同施設で行われていた地域活動、会合、地域行事、見守り活動、防災上の集まり等は、どのように継続されることを想定しているのでしょうか。施設の廃止によって地域活動が縮小しないよう、代替施設の利用調整や移動支援などを含めた対応方針を示す必要があると考えます。	砂子原上、砂子原中下自治会の集会所が代替施設であり、それぞれの集会所において地域活動は継続されるものと認識しております。
20	休廃止判断の妥当性(全体)	砂子原自治会館は老朽化が進んでいる一方で、地域にとっては身近な集会機能を担ってきた施設であると考えられます。休廃止を進める場合には、財政負担や老朽化だけでなく、地域コミュニティ、防災、交通弱者への配慮、代替施設の実効性を総合的に評価したうえで、判断理由を市民に分かりやすく説明していただきたいです。	砂子原上、砂子原中下自治会の集会所が代替施設であり、各集会所において、地域コミュニティを継続されるものと考えています。
21	加茂集会所／実施方針(9頁・15頁)	加茂集会所については、「適切な管理運営を行い、改修等については、点検に基づき、必要に応じて実施する」とされています。また、施設の状況を見ると、木造・地上1階・昭和61年度建築・延床面積132㎡であり、健全度評価は屋根・屋上、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備のすべてがB評価、合計75点とされています。今後10年間の費用推計では、維持管理・修繕836千円、改修・更新等31,680千円、合計32,516千円と示されています。加茂集会所は、現時点で著しく健全度が低い施設ではないものの、昭和61年度建築であり、今後さらに老朽化が進むことが見込まれます。そのため、「必要に応じて実施する」という抽象的な表現にとどめるのではなく、どのような点検結果や劣化状況になった場合に修繕・改修を行うのか、判断基準を明確にする必要があります。また、地域の集会施設は、単なる貸館機能だけでなく、自治活動、住民交流、高齢者の集まり、防災時の一	加茂集会所については今後の施設状況に応じて、個別施設計画、全体計画と整合性を図り維持管理に努めてまいります。 ご意見にありますとおり、将来的な大規模改修費の抑制と安全な利用環境の確保に努め、維持管理運営を図ってまいります。

		<p>時的な集合場所など、地域コミュニティを支える役割を持つ場合があります。今後の管理運営にあたっては、利用件数や維持管理費だけで判断するのではなく、地域における役割、代替施設の有無、利用者の年齢層、交通手段、バリアフリーの状況などを踏まえて評価することを求めます。さらに、今後10年間で一定規模の改修・更新費用が見込まれている以上、改修の内容、実施時期、財源、優先順位について、市民に分かりやすく示すべきです。加茂集会所については、引き続き地域活動の拠点として活用できるよう、予防保全の考え方にに基づき、早めの点検・修繕を行い、将来的な大規模改修費の抑制と安全な利用環境の確保を図ることを求めます。</p>	
22	加茂集会所／実施方針(9頁・15頁)	<p>加茂集会所については、「適切な管理運営を行い、改修等については、点検に基づき、必要に応じて実施する」とされていますが、「必要に応じて実施する」と判断する具体的な基準をお示しください。健全度評価、築年数、利用状況、修繕費、地域での必要性など、どの項目をもとに改修実施を判断するのか明確にする必要があると考えます。</p>	<p>改修については、点検に基づき判断することが基本となります。施設の統合等を検討する際は施設の利用状況や役割なども含め総合的に判断する必要があると考えております。</p>
23	健全度評価(7頁・15頁)	<p>加茂集会所の健全度は75点とされていますが、この評価は今後10年間に於いて安全性・機能性を十分に維持できる水準と判断しているのかお伺いします。また、屋根・外壁・内部仕上・電気設備・機械設備がすべてB評価となっていますが、優先的に点検又は修繕すべき部位があるのかを明らかにしてください。</p>	<p>加茂集会所については、現時点で早急な修繕等を要する箇所はございません。定期的な点検を行い、安全性・機能性が保たれるよう努めてまいります。</p>
24	対策費用の推計(11～12頁・15頁)	<p>加茂集会所について、長寿命化改修費31,680千円、更新・建替え費52,800千円、今後10年間の合計費用32,516千円が示されています。この費用推計は、実際に令和8年度から令和17年度までの間に改修を行う前提なのか、それとも試算上の目安なのかをお伺いします。実施予定年度、財源、優先順位を具体的に示す必要が</p>	<p>今後10年間の費用推計については、更新等に係る財政負担の目安としてお示したものです。 改修が必要と判断した際は、対策費用を精査し、財政計画と整合を図りながら取り組んでまいります。</p>

		あると考えます。	
25	維持・管理の適正化(8～9頁)	加茂集会所は昭和61年度建築であり、計画期間中に築40年を超える施設となります。木造施設については大規模改造の周期が築15年・30年と示されていますが、加茂集会所について、過去に大規模改修や主要設備の更新を実施しているのか、また今後の予防保全の予定があるのかをお示してください。	平成20年度に建物の壁補強、垂直直しの補強工事を実施しています。また、現時点で予防保全の予定はありませんが、施設状況を確認しながら緊急性があるものから更新してまいります。
26	加茂集会所の存続方針(9頁・15頁)	他の集会施設では「休廃止」や「譲渡」の方針が示されている一方、加茂集会所は「適切な管理運営」とされています。加茂集会所を当面存続させる判断に至った理由について、利用状況、地域での役割、代替施設の有無、集会機能の必要性などの観点から説明を求めます。	加茂集会所は、設置目的をもった施設であることから、今後も市の直営により適切な管理運営を行うとしています。
27	利用状況(15頁)	加茂集会所の利用件数、利用人数、主な利用団体、利用目的、稼働率などの実績をお示ください。今後も市が維持管理費や改修費を負担する施設である以上、地域における必要性や利用実態を市民に分かりやすく示すことが必要です。	令和7年度の利用件数は22件、利用人数は214名となっています。利用者は団体が6団体、個人が1件となっています。団体活動の推進を図ることを目的に利用されています。
28	地域住民との協議(15頁)	加茂集会所について、今後の改修、維持管理、利用方法の見直しにあたり、地元自治会、利用団体、地域自主組織等との協議をどのように行う予定かお伺いします。施設の存続や改修は、行政内部の判断だけでなく、実際に利用する地域住民の意見を踏まえて進めるべきです。	今後の改修、維持管理、利用方法の見直しが生じた際には、行政内部の検討のみとどまらず、利用者(利用自治会含む)、地域自主組織等と連携を図りながら進めてまいります。
29	フォローアップ(9頁・13頁)	加茂集会所について、毎年度の点検結果、修繕実績、利用状況、維持管理費をどのように把握し、計画の見直しに反映するのかをお示ください。「必要に応じて実施する」という表現にとどめず、点検結果をもとに修繕・改修の優先順位を判断する仕組みを明確にする必要があります。	加茂集会所は、市が直営で管理しており、個別計画、全体計画と整合を図りながら、修繕・改修につきましては、その状況を鑑み、緊急性が高いものから行ってまいります。
30	バリアフリー・安全対策(15頁)	加茂集会所について、高齢者や障がいのある方が利用しやすい施設となっているか、バリアフリー、トイレ、段差、駐車場、避難経路、空調設備等の状況をお伺いします。地域の集会	男女とも洋式トイレがあり、空調設備も設置しています。個別計画、全体計画と整合を図りながら、改修する際にはバリアフリーも含め利用しやすい環境整備に努めてま

		施設として今後も利用を継続するのであれば、老朽化対策だけでなく、誰もが利用しやすい環境整備も必要です。	います。
31	防災・地域拠点機能 (15頁)	加茂集会所は、地域の集会機能だけでなく、災害時の一時的な地域拠点や住民の集まりの場として活用される可能性があります。防災上の位置付け、耐震性、避難時の利用可能性、非常時の設備状況について、市としてどのように評価しているのかお伺いします。	当施設は市が指定する指定避難所ではないことから、防災上の設備整備は行っておりません。なお、災害が本格化する前などに地域住民の皆様が自主的に避難する自主避難所となることは想定されます。
32	集会施設の保有量・配置の適正化、維持管理の適正化、休廃止・譲渡等の判断基準、住民説明及び合意形成について(全体特に、集会施設の実態、実施方針、対策費用の推計、計画の実施方法に関する部分)	<p>本計画は、人口減少、施設の老朽化、財政負担の増大といった今後の自治体運営における重要課題を踏まえ、集会施設の更新、統廃合、長寿命化、譲渡、休廃止等について方向性を示すものであり、その必要性については一定程度理解できます。公共施設を将来にわたってすべて従前どおり維持していくことが困難である以上、施設ごとの利用状況、老朽化の程度、維持管理費、地域における役割等を総合的に把握し、限られた財源の中で計画的に見直しを行うことは避けて通れない課題であると考えます。</p> <p>一方で、本計画においては、各施設について「適切な管理運営を行う」「必要に応じて実施する」「利用者が限定的」「近隣に代替施設がある」「譲渡により施設の効用が高まる」ことが期待できる」などの表現が用いられていますが、それぞれの判断に至った具体的な根拠や評価基準が十分に明確でないように感じます。特に、休廃止や譲渡は、地域住民の活動拠点、自治会活動、高齢者の集まり、地域行事、防災時の一時的な拠点機能などに影響を及ぼす可能性があるため、単に施設の老朽度や維持管理費だけでなく、その施設が地域社会の中で果たしている無形の役割についても慎重に評価する必要があります。</p> <p>そのため、今後の計画の実施にあたっては、各施設について、年間利用者数、利用団体、利用頻度、主な利用目的、維持管理費、修繕費、老朽化状況、今後見込まれる改修費用</p>	集会施設は地域コミュニティ等の中で重要な役割を担っていると認識しております。そのため、具体的な実施段階においては、ご意見のとおり施設ごとに住民生活への影響や地域特性等を十分に考慮し、地域住民の暮らしをどのように維持していくのか地域住民との合意形成を積み重ねながら取り組んでまいります。

	<p>、代替施設の有無、代替施設までの距離、移動手段、高齢者や交通弱者への影響、防災・地域福祉上の役割などを可能な限り整理し、市民に分かりやすく示すべきです。特に「利用者が限定的」と判断する場合には、どの程度の利用状況をもって限定的と評価するのか、また「近隣に代替施設がある」とする場合には、その代替施設が実際に同じ機能を担えるのか、移動の負担は過大でないのか、地域住民にとって現実的に利用可能なのかを具体的に説明する必要があります。</p> <p>また、譲渡については、行政側の維持管理負担を軽減する効果が見込まれる一方で、譲渡を受ける地元団体等に将来的な修繕費や管理責任が移ることになります。したがって、譲渡後に地域側が過大な負担を抱えることがないよう、建物の状態、今後必要となる修繕、費用見込み、保険、耐震性、安全管理、解体時の負担などについて、事前に十分な情報提供を行うべきです。譲渡が「施設の効用を高める」とされる場合でも、その根拠を明らかにし、地域にとって本当に望ましい選択となるのかを丁寧に確認する必要があります。</p> <p>さらに、休廃止についても、単に老朽化や機能重複を理由に結論を先行させるのではなく、施設がなくなった場合に地域活動がどのように継続されるのか、代替施設の利用調整は可能なのか、利用料や予約方法に不利益は生じないのか、地域コミュニティの維持に影響はないのかといった観点から、影響評価を行うべきです。集会施設は、利用者数だけでは価値を測りにくい面があり、特に中山間地域や高齢化が進む地域では、身近な場所に集まることができるということ自体が地域の安心感やつながりを支える要素となっています。</p> <p>本計画では、今後10年間の対策費用も示されていますが、費用推計がどの程度実際の優先順位や実施時期に反映されるのか、また、財政状況が変化した場合にどのような基準で事業を見直すのかについても、より明確にする</p>	
--	---	--

	<p>必要があります。健全度、築年数、費用、利用状況、地域への影響をどのように総合評価し、どの施設から優先的に対応するのかが分からなければ、市民は計画の妥当性を十分に判断することができません。</p> <p>したがって、本計画には、施設ごとの方針だけでなく、休廃止、譲渡、存続、長寿命化改修、建替え、転用等を判断するための共通の評価基準を明記することを求めます。あわせて、各施設の見直しを行う際には、関係者との協議だけでなく、地域住民への説明、利用者の意見聴取、代替手段の提示、費用負担の説明、実施時期の明示などを行い、合意形成の過程を丁寧に進めるべきです。</p> <p>公共施設の再編は、単なる施設数や維持管理費の削減ではなく、将来の地域のあり方をどう描くかという問題でもあります。財政負担の軽減や施設の効率化は重要ですが、それと同時に、地域住民の暮らし、交流、自治活動、防災、福祉、文化的活動をどのように維持していくのかという視点を欠くべきではありません。本計画が、行政内部の施設管理計画にとどまらず、市民にとって納得感のある公共施設の将来像を示すものとなるよう、判断基準の明確化、情報公開の充実、住民説明の徹底、定期的な検証と見直しの仕組みを計画本文により具体的に位置付けることを要望します。</p>	
--	--	--